

これまでの主な御意見

1. 高等学校における通級による指導の制度化の意義

<現行制度の課題と制度化の意義>

- 高等学校における通級による指導の必要性は従来から指摘されてきた。特に合理的配慮の提供が義務化されるこのタイミングでは、合理的配慮の基となる基礎的環境整備の観点からも、制度化を検討する意義がある。(第1回会議)
- モデル事業の複数の指定校において、指導を希望する生徒数が当初の予想を上回っており、通級による指導のニーズが確認されている。(第1回会議)

<制度化に関する懸念と対策>

- 通級指導教室に通う生徒の自尊感情や集団から離れて別の活動を行うことへの心理的な抵抗感にも配慮することが必要である。(平成21年 高等学校WG報告)
- 対象生徒の自尊感情や心理的な抵抗への配慮は、小・中学生も同様と思われるため、中学校の通級による指導を受けている生徒の障害種別データも参照すべき。(第1回会議)
- 通級による指導を受けている児童生徒総数のうち、90%は小学校の児童であり、中学校の生徒は10%。小学校に比べ中学校の生徒数が少ない要因として、小学校での通級による指導の成果で改善がみられたり、児童の発達段階において改善がみられたりする場合は、継続的な通級による指導の必要があるが中学校での支援につながらない場合が考えられる。①部活動や生徒会活動により時間がない、②授業を抜けることに対する自尊感情やテスト・入試への影響への懸念、③教育相談や生徒指導、スクールカウンセラーで対応している、④部活動や委員会活動への参加により集団への適応が進みニーズが少なくなる、という要因があり得る。(第2回会議)
- 在籍校の授業がない曜日に他校通級を行うことは、自尊感情への配慮や、在籍校で困難をもっている生徒の新たな人間関係の構築には効果的である。他方、他校通級は指導教員による生徒の状態把握が難しいことや生徒が移動することによる時間のロスへの留意も必要である。(第1回会議)
- 通級による指導を放課後に行う場合、部活動や生徒会活動等との調整をするなど、実施に向けた手立てが必要である。(第1回会議)

2. 高等学校における通級による指導の制度設計

- 基本設計は小・中学校と同じで良いと考えられるが、高等学校ならではの運用・オプションが必要である。小学校と中学校にも運用や課題の違いがある可能性があり、特に中学校における現在の課題等も参考となるのではないか。(第1回会議)
- 発達障害・情緒障害の場合、小・中・高と学年が上がるにつれて、通級による指導へのニーズの変化がある。行動面の課題は徐々に減少し、小学校高学年頃からは、学習面の課題や自尊感情の低下への対応のニーズが増加する。小学校では困難さの

解消に重点を置く指導、中学校では自己理解、高等学校では自分の苦手をカバーし社会参加に向けていくノウハウを指導する、といった発達段階を踏まえた指導が必要となるのではないか。(第2回会議)

○放課後に行うか、その他の授業時間中に必履修の単位数に影響しないように行うかは、対象生徒が進学を目指しているか就労を目指しているかによっても異なるのではないか。(第2回会議)

○高等学校には必履修科目があるため、例えば、1年生から2年生で必履修科目は必ず履修し、2年生や3年生の選択科目や必履修ではない科目を通級による指導に置き換えるというやりかたもある。(第2回会議)

○全日制、定時制、通信制の違いについて、モデル校の取組を見ると、通信制・定時制で取り組んでいることを全日制でも参考にすべきということも多く、各課程の間の壁は低いと感じている。(第2回会議)

<対象とすべき障害種>

○いろいろな障害種に対応できるようにしておき、ニーズがあれば、各障害種に専門性のある教員を配置できる体制を作っていければ良いのではないか。(第2回会議)

○具体的に指導の対象とするかについては、生徒の希望だけでなく、障害の状況やニーズを学校で把握し、校内支援委員会など校内で一定の検討を行い、障害に応じた必要な支援のプログラムを作ることが必要である。(第2回会議)

<指導する内容>

○モデル校では、特別支援学校学習指導要領に示されている自立活動を参考とした内容を指導している。(第2回会議)

○障害に対応した通級による指導と、学校全体で生徒の学力を補充していく取組とは別のものである。(第2回会議)

<指導時数>

○8単位(年間280単位時間)を超えると、在籍学級で共に学ぶという原則が崩れるのではないか。(第2回会議)

<学習評価、単位認定>

○モデル事業において、当初は自立活動の評価方法に戸惑いも見られたが、個々の生徒の個別の指導計画がきちんと作成できていれば、個々の目標に応じた評価が可能となることが確認されている。(第1回会議)

○自立活動の指導を行うベースとして、個別の教育支援計画と個別の指導計画が必要である。(第2回会議)

○モデル事業において、学習指導要領解説における「自立活動」の評価の考え方を参考に行うことを研究している。(第1回会議)

○自立活動の成果を進学や就職の調査書に書いたときにどう受け止められるか。企業

に聞くと、参考にして対応すると言われる場合が多いため、特性や通級による指導における取組を記述することになるのではないか。(第2回会議)

- 通級による指導の終了の判断について、小・中学校と異なり、単位認定を前提とした通級による指導の場合は、途中で終了することに困難がある。モデル事業では、就労を見据えた指導へ移行するなどにより対応する予定としている。(第1回会議)
- 他校通級の場合は、在籍校において、個別の目標を達成したかどうかに基づき通級による指導の終了についての判断を行うこととなる。(第1回会議)

<担当教員>

- 自校の教員が専門性をもって指導できることが理想である。(第1回会議)
- 通信制高校では、従来から、精神障害等を含む障害のある生徒への特別な支援に関する研修はニーズがあり実施している。通級による指導については経験がないことから、モデル事業においては、カウンセラーなどの専門家と連携し対応している。(第1回会議)

3. 高等学校における通級による指導を制度化した後の充実方策

<国、都道府県教育委員会の役割>

- 対象者の決定について、小・中学校段階は、市町村の教育支援委員会等が、就学先決定の過程で通級による指導の必要性も含めて検討している。モデル事業では、学校が本人・保護者と面談を重ね、合意に基づき決定している。学校が外部専門家の助言や中学校からの引継ぎ・情報提供を得られる仕組みが必要である。通信制高校では、年度当初も登校日が月に2日程度と少なく、学校と本人・保護者の面談により対象生徒を判断することにも難しさが伴う。(第1回会議)
- 国やモデル事業の実施機関は、事業の成果について、個別の事例にとどまらず、どのような生徒に・何を・どのように指導したらどのような変化があったかという情報も分析しまとめることが必要である。知的障害の可能性のある生徒等、より濃厚な支援が必要と思われる生徒や、いわゆる飛び抜けた才能のある生徒等に関係するデータも出てくると参考になる。(第1回会議)

<学校における体制整備について>

- 特別支援教育の体制整備では、通級による指導だけでなく、生徒の在籍学級が温かい雰囲気、かつ授業が分かりやすいことが重要。通級による指導だけではうまくいかない、授業改善を一緒に進める必要がある。(第2回会議)
- ユニバーサルデザインの授業を行うことで、通常の授業の中でも対応できることもあり得る。困難のある生徒を全て取り出して通級による指導の対象とするのではなく、生徒をよく観察して、ユニバーサルデザインの授業を行ってもなお支援が必要な生徒を対象とするということではないか。(第2回会議)
- 通級による指導の制度化により、既卒者による再入学の希望も出てくる可能性がある。(第2回会議)

<担当する教員の配置・専門性確保や施設整備面>

- 義務教育段階では、児童が移動する他校通級ではなく、教員が移動する巡回指導へ移行する自治体もある。移動手段がない地域では、従来から教師が移動していた例もある。在籍校の授業がない日に他校通級する場合は別として、普段の授業に通級による指導を組み込む場合には、生徒の時間のロスを少なくするために教員が移動する形式が望ましいのではないか。そのためには専門性のある教員の確保も重要となる。(第1回会議)
- 小・中学校では、今後、児童生徒の負担軽減や指導効果向上のため、巡回型の指導が主流になっていくのではないか。児童生徒の在籍校で指導することにより、担任への指導や校内委員会への助言等にもあたることができる。その際には兼務発令の手続が必要となるほか、教員の旅費負担の予算措置が必要となる。(第2回会議)
- 中学校の他校通級は、授業を抜けることによる試験や進学への不安、相談すべき担当教員が自校にいないという保護者の孤立感といった課題がある。(第2回会議)
- 指導時の集団規模は、10人を超えると難しいと考えている。通信制におけるこれまでの実践においては、7人程度までが適当と感じている。(第1回会議)
- 小・中学校では、個別指導とともにグループ指導を行っており、指導時間は週1単位時間から2単位時間が最も多い。教員は、指導のほか、合間に教材研究や保護者対応等を行っている。(第2回会議)
- 教員に求められる資質として、障害に関する専門性・指導力は当然だが、さらに外部機関との連携や就労に関する知識、在籍校や学級担任へのアドバイス等ができる幅広い力量も必要になるのではないか。(第2回会議)
- 教員の複数配置など、ケース会議の開催や指導上の相談相手の確保をできる体制が必要である。(第2回会議)
- 小・中学校では、担当教員の事務的な手続(時間割作成や教材印刷)を行う非常勤職員を配置している例もある。(第2回会議)

<卒業後を見据えた進路指導・就労支援との連携>

- 高等学校において通級による指導が浸透するかどうかは、適切な進路指導・就労支援がされるかどうかによる。(第1回会議)
- モデル校では、通級による指導は、卒業させるための学習支援ではなく、社会に接続していくための支援であるとの意識で取り組んでいる。特定の教員任せにせず、学校全体で取り組んでおり、生徒の転退学や成績不振も減っている。(第2回会議)
- かつて中学校(特別支援学級)卒業生の進学先は、養護学校高等部より高等学校が多かった。現在は、特別支援学校高等部が高等学校の倍となっており、その理由として、高等部の進路指導・就労支援が考えられる。高等学校における制度化に際しては、進路指導・就労支援について、社会の理解も重要であるとともに、就職の応募様式への対応なども検討が必要である。(第1回会議)
- 特別支援学校高等部では、就労について、職業学科や職業コースの設置のほか、就

労コーディネーターの配置や、ハローワークなど関係機関や企業とのネットワークが構築されていることが成果を上げており、3年後の定着率は約90%程度である。企業側から見ても、特別支援学校からの就職者定着率が高い。(第2回会議)

○就労という観点からは、自立活動のうち、生活習慣、必要な態度など、就労先でどのような項目が求められているかを確認することが必要である。(第2回会議)